

Buyはちのへマスケットキャラクター“うみねこ はっぴー” 使用に関する要項

八戸商工会議所では、“Buyはちのへ運動”を更に多くの事業所、市民の皆様など広く八戸市全体に周知するために、当該事業のマスケットキャラクター「うみねこ はっぴー」を制作致しました。

各事業所・団体等の皆様におかれましては、自社で制作されるチラシやダイレクトメールなどの各種販促物のほか、自社の看板や名刺、各種イベントなどに積極的にご使用頂き、Buyはちのへ運動のPR活動にご協力くださいますようお願い致します。

【使用方法】

- ・原則として、八戸商工会議所に申込み、承諾を受ける必要があります。

【申込みの方法】

- ・申込みにあたっては、申込書に次の書類を添付する必要があります。
- ・使用申込書
- ・使用の見本又は広告の原稿等

【使用の制限】

次に該当する場合は、使用の承諾をしない場合があります。

- ・個人若しくは団体のマーク又は商標として独占的に使用する場合
- ・特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- ・公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- ・社会問題についての特定の主義又は主張に当たる場合
- ・虚偽の内容若しくは、事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがある場合
- ・八戸商工会議所及びBuyはちのへ事業のイメージを損なうおそれのある場合
- ・その他八戸商工会議所がマスケットキャラクターの使用について不相当と認める場合

【使用料】

- ・無料

八戸商工会議所は、マスケットキャラクターを電子データ等でお渡しするのみとなります。その他、使用に係る各種経費等については、各自ご負担ください。

【使用の取消し】

次に該当する場合は、使用の承諾を取り消すほか、必要な措置を命ずることがあります。

- ・使用者が要項に定める事項に違反した場合
- ・使用者が使用承諾に付した条件に違反した場合
- ・申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- ・その他当所が適当でないと認めた場合

【その他】

- ・ マスコットキャラクター等に関する一切の権限は、八戸商工会議所に属するものとします。
- ・ 定められた形状、色彩等に従って正しく使用するものとし、当所が必要と認める場合以外は、一部のみを使用したり、変形して使用することはできません。
- ・ 使用の承諾が取り消されたり、使用の停止を求められた場合に、使用者に損害が生じたとしても、当所はその責めを負いません。
- ・ 使用者が、使用により第三者に対して損害を与えた場合でも、当所は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負いません。
- ・ 当所の許可なく第三者に転貸しないでください。
- ・ マスコットキャラクターを使用した商品等について、消費者からの問い合わせがあった場合等は、必要に応じて当所が行う状況確認に協力ください。
- ・ 使用者の名称が、八戸商工会議所と誤認されないようにしてください。また、マスコットキャラクターは、商品の品質などを保証することを目的としたものではないため、使用する商品の品質等についても、八戸商工会議所の関与と誤認されるような表記をしないでください。

【問合せ先】

八戸商工会議所 業務課

〒031-8511 青森県八戸市掘端町2 - 3

電話 0178 - 43 - 5111 FAX 0178 - 46 - 2810